

DCプランナー1級試験対策 B分野 振り返り

2020年01月26日(日)に実施された「第24回 DCプランナー認定試験」を振り返ってみましょう。

今回は【第2問】のB分野です。

《問54》は、中小企業退職金共済の加入要件に関する設問でした。

中小企業退職金共済(中退共)は、独自で退職金制度を持つことが困難な中小企業において、事業主の相互共済と国の援助を受けながら、退職金の支払いができるようにすることを目的として作られた制度です。中小企業の事業主が、毎月一定の掛金を勤労者退職金共済機構に納付し、従業員が退職した際は、機構から直接退職金が支払われる仕組みとなっています。

中退共では国による一部助成や、掛金の損金扱いなど税制優遇措置がありますが、中小企業向けの制度ですので、加入できる企業規模に制限があります。加入要件は、以下の通りです。

対象業種	加入要件
一般業種(製造業、建設業等)	常用従業員300人以下 または 資本金(出資金)3億円以下
卸売業	常用従業員100人以下 または 資本金(出資金)1億円以下
サービス業	常用従業員100人以下 または 資本金(出資金)5,000万円以下
小売業	常用従業員50人以下 または 資本金(出資金)5,000万円以下

Y社はサービス業で、『資本金1億円』、『常時雇用する従業員数は87人』です。

よって《問54》は、「サービス業の場合の中退共の加入要件は、常用従業員100人以下または資本金5,000万円以下である。Y社は、資本金額は5,000万円を超えているが、常用従業員数は100人以下なので、Y社は加入要件を満たすことから、中退共へ加入できる」という旨の記載となります。

続いて、《問55》は、確定拠出年金の簡易企業型年金に関する設問でした。

簡易企業型年金は、設立条件を一定程度パッケージ化された制度とすることで、設立時や規約変更時の手続きを簡素化し、制度運営についても負担を少なくするなど、シンプルな制度設計となっている、中小企業向けの企業型年金です。

簡易企業型年金の制度の概要は、以下の通りです。

- ・ 事業主の条件・・・厚生年金適用事業所の事業主であって、使用する第1号等厚生年金被保険者が100人以下（複数事業所の場合、全事業所の合計が100人以下）
- ・ 加入者の範囲・・・第1号等厚生年金被保険者
（一定の加入者資格を定めることは不可）
- ・ 事業主掛金の算定方法・・・定額のみ
- ・ 加入者掛金の選択肢・・・1つでも可
- ・ 商品提供数・・・2本以上35本以下

よって、《問55》の解答は、①が、イ. 100（人以下）、②が、へ.（一定の資格を定めることは）できない、③が、ト. 定額制のみ となります。

《問56》は、退職一時金の一部を企業型年金に移行する際の、会計処理に関する設問でした。

設問のように、退職給付を減額し、その減額相当分について企業型年金制度へ移行する場合、会計処理では一部終了として取り扱われます。

一部終了の場合の会計処理の終了損益は、以下の計算方法で求めます。

- ① 移行前と移行後の退職給付債務の差額を計算し、一部終了に係る退職給付債務を求める。
- ② 一部終了に係る退職給付債務と移換金との差額を求め、特別損益とする。
（一部終了の部分に係る未認識項目を損益に加える）

これを踏まえて、《問56》の終了損益の額を求めてみましょう。

①	1億円	－	6,000万円	=	4,000万円
	（移行前の退職給付債務）		（移行後の退職給付債務）		（一部終了に係る退職給付債務）
②	4,000万円	－	3,800万円	=	200万円
	（一部終了に係る退職給付債務）		（移換金）		（特別利益）

設問では、一部終了の部分に係る未認識項目は無しとなっていましたので、《問56》の解答は、①、②の計算過程を記載したうえで、特別利益 200万円となります。

各退職給付制度の概要、加入や適用の要件については、基礎編でも多く出題される内容です。中退共や特退共、小規模企業共済等、それぞれの制度の特徴や要件の違いを、きちんと整理しておいてください。

また、確定拠出年金でも、中小企業向けの制度として、簡易型企業年金と中小企業主掛金納付制

度 (iDeCo+) があります。この二つの制度についても、内容をしっかり理解しておきましょう。

そして、各退職給付制度から企業型年金へ移行する際の会計処理についても、『全部終了』、『一部終了』、『減額』の場合における、それぞれの計算方法を理解しておく必要がありますので、よく見直してみてください。

それでは、【第2問】の解答解説は以上です。

なお、ここに記載した内容は、受験者が本試験問題の振り返りが出来るように必要な個所を抽出して作成したものです。したがって、本試験問題そのものではありません。本試験問題を入手したい方は、市販の過去試験問題集をご購入ください。新版の発行は、例年 11 月です。

一社) 企業年金・個人年金 教育者協会